

一般社団法人全日本吹奏楽連盟 定款

平成25年4月1日 施行

平成27年5月29日 令和元年5月24日 改定

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、吹奏楽及び管・打楽器による音楽の普及・向上を図り、もってわが国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)全日本吹奏楽コンクールの開催
 - (2)全日本小学生バンドフェスティバルの開催
 - (3)全日本マーチングコンテストの開催
 - (4)全日本アンサンブルコンテストの開催
 - (5)吹奏楽祭、講習会、研究会などの開催
 - (6)指導者の育成
 - (7)吹奏楽などの楽曲創作の奨励及び普及
 - (8)吹奏楽などの楽譜の刊行及び録音物、録画物の原盤の制作
 - (9)吹奏楽などの普及事業への助成
 - (10)国民文化祭の共催及び国民文化祭への助成
 - (11)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。
- 3 第1項の事業は、北海道吹奏楽連盟・東北吹奏楽連盟・東関東吹奏楽連盟・西関東吹奏楽連盟・東京都吹奏楽連盟・東海吹奏楽連盟・北陸吹奏楽連盟・関西吹奏楽連盟・中国吹奏楽連盟・四国吹奏楽連盟・九州吹奏楽連盟と連携して行うものとする。

第3章 会員

第5条（会員の種別）

この法人の会員は次のとおりとする。

- (1)正会員・・・府県を単位とした吹奏楽連盟、北海道内の地域吹奏楽連盟、東京都内の部門別吹奏楽連盟の代表者

- (2)維持会員…この法人の目的及び事業に賛同する個人または団体
 - (3)名誉会員…この法人に特に功労のあった者で、総会の決議をもって推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

第6条（会員の資格の取得）

この法人の会員になろうとする者は会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第7条（会費）

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第8条（任意退会）

会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条（会員資格の喪失）

第8条及び第9条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)正会員の属する吹奏楽連盟が解散したとき、または維持会員である団体が解散したとき。

第4章 総会

第11条（構成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第12条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任

- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条（開催）

総会は、定時総会として毎事業年度終了後に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第14条（招集）

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第15条（議長）

総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

第16条（議決権）

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第17条（決議）

総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)理事、監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第18条（議事録）

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び事務局

第19条（役員の設置）

この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 18名以上21名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、それら以外の理事のうち7名以内を常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長および常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第20条（役員の選任）

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第21条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第22条（監事の職務及び権限）

監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条（役員の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条 削除

第25条 (役員解任)

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第26条 (役員報酬等)

理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第27条 (事務局)

この法人の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には事務局長1名、その他の職員をおく。

3 職員は理事長が任免する。但し、事務局長等重要な職員は、理事会の決議を経て理事長が任命する。

4 事務局長は財産の状況または理事の業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを理事長・監事または行政庁へすみやかに報告すること。

5 職員は有給とする。

第6章 理事会

第28条 (構成)

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条 (権限)

理事会は次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

第30条 (招集)

理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

第31条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第32条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

第33条（剰余金）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第36条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。また、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

第37条（定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第38条（解散）

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第39条（残余財産の帰属）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第40条（公告の方法）

この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、平松久司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。